

入 札 説 明 書

令和 7 年札幌市告示第 6 9 8 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 7 年 2 月 1 9 日

2 契約担当部局

〒063-0049 札幌市西区西野290番地10 札幌市西区土木センター

札幌市西区土木部維持管理課事務係（電話011-667-3201、FAX 011-667-3238）

メールアドレス nishidoboku-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア 西区北地区市設街路灯修繕業務

イ 西区中地区市設街路灯修繕業務

ウ 西区南地区市設街路灯修繕業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書、設計書による。

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(4) 履行場所

ア 西区北地区市設街路灯修繕業務 西区北地区区域図のとおり

イ 西区中地区市設街路灯修繕業務 西区中地区区域図のとおり

ウ 西区南地区市設街路灯修繕業務 西区南地区区域図のとおり

(5) 入札方法

総価で行う。なお、総価とは、入札書と割印をした単価内訳書の各工種に見積もった各単価に市が提示した年間予定数量を乗じた額の合計額をいう。ただし、契約は、単価内訳書記載の全ての工種に対する単価契約とする。入札書及び単価内訳書は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、当該金額に1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」、小分類「電気設備保守業」、または中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」、小分類「電気機械器具保守・修理業」に登録されている者であること。

- (3) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地区分が「市内」で登録されている者であること。
- (4) 北海道電力ネットワーク(株)の引込線・計測器工事施工会社の認定を受けている者であること。
- (5) 街路灯修繕業務を履行するために必要な装備能力等として、次の各号を満たす者であること。
 - ① 高所作業車等を所有していること、又は、契約期間中常時リース等により確保できること。
 - ② 高所作業車等の運転免許を有し、作業を行うための技能講習を修了している者を契約期間中配置できること。
- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ場所

上記2に同じ。なお、上記2の場所で交付するほか、下記URLのホームページからもダウンロードできる。

URL：<https://www.city.sapporo.jp/nishi/keiyaku/ippan.html>

- (2) 入札書の受領期限

令和7年3月10日（月） 午前9時00分（必着）

- (3) 開札の日時及び場所

- ア 西区北地区市設街路灯修繕業務 令和7年3月10日（月）10時30分
- イ 西区中地区市設街路灯修繕業務 令和7年3月10日（月）11時00分
- ウ 西区南地区市設街路灯修繕業務 令和7年3月10日（月）11時30分

札幌市西区土木センター 会議室（札幌市西区西野290番地10）

- (4) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成、併せて単価内訳書を作成して、入札書に添付（入札書と

単価内訳書には割印を押印すること。)し持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 3 月 10 日（月）〇時〇分開札〔役務の名称〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに上記 5 (2) の受領期限までに提出しなければならない。

なお、〇時〇分及び役務の名称には、入札に参加する上記 3 (1) ア～ウの名称及び開札時間を記載する。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、上記アで作成した封書を外封に入れ、その外封に「令和 7 年 3 月 10 日（月）〇時〇分開札〔役務の名称〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに上記 5 (2) の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名、名称又は商号、住所並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（別紙 2）を提出しなければならない。

なお、入札書と同時に提出するときは、入札書を入れた封筒とは別に提出（送付の場合は外封に同封）すること。

オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 入札保証金

免除する。

(6) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成 20 年 3 月 28 日財政局理事決裁）第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかった当該入札

ウ 上記 (3) の入札日（送付又は持参による提出の場合は上記 (2) 入札書受領期限日）以後、落札者の決定までの間に上記 4 の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 開札

- ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙２）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

6 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第７条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記４に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を、提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記５（８）オに掲げる再度の入札に参加

できないものとする。

(2) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

7 契約締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額（年間予定数量に基づき算定した額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(2) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約条項

別紙3のとおり

8 その他

(1) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出期限

令和7年2月27日（木）16時00分まで

イ 提出先

添付様式により作成し、上記2の場所に持参又はファクシミリにより提出すること。なお、ファクシミリ送信後は、電話で着信確認すること。

ウ 質問に対する回答

質問を受理した日の翌日以降、上記2の場所で閲覧に供するとともに、西区ホームページ

に掲載する。したがって、質問を提出する前に、必ず上記ホームページ上に同様の質問及びその回答が掲載されていないかを確認すること。

(2) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(3) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(4) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(5) 積算について

本業務に係る費用の積算にあたり、積算に使用された追加単価（札幌市で公表されている資材単価と月刊「建設物価」（財団法人建設物価調査会発刊）及び「積算資料」（財団法人経済調査会発刊）に掲載されている単価以外）については、上記2の場所で「西区 追加単価及び歩掛表」ファイルにて閲覧に供する。

なお、使用した単価は予定価格算出上のものであり、特定の製品を指定したものではない。